

FOR TOMORROW

しぶや法人



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第11回通常総会〉

—第11回通常総会報告— —渋谷税務署人事異動報告—

2023.8・9
No. **583**
令和5年

第11回通常総会報告(事業報告・貸借対照表等)	3
理事・監事改選報告	7
渋谷税務署人事異動報告	8
事業ア・ラ・カルト(講習会・セミナー・部会事業等)	12
都税コーナー	14

法人会揭示板 8・9月

8月・9月(10月)実施予定の主な事業について

- 8月6日 第1ブロック会員交流会
- 9月4日 会員増強合同会議
- 9月5日 女性部会役員会
- 9月6日 第10ブロックボウリング大会
- 9月11日 青年部会役員会
- 9月16日 金王八幡例大祭 (税金クイズ)
- 9月20日 税務相談会
- 9月22日 令和5年度第2回理事会
- 10月1日 千駄ヶ谷祭り (税金クイズ)
- 10月18日 法人会全国大会<群馬大会>(税制改正要望全国大会)開催
- 10月19日 けやきの苑・西原：特養ホーム慰問
- 10月19日 税務相談会

一般参加可能行事
地域・社会貢献活動



オンライン講習会のご案内

- 9月21日(木)～10月18日(水) 『はじめての経理実務』
1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能 (詳細：同封チラシ参照)
- 10月12日(木)～10月25日(水) 『年末調整・法定調書講座』
6時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能 (詳細：同封チラシ参照)

ブロック税務講習会の開催

9月下旬から11月初旬にかけて (出来るだけ10月中)、各ブロックで税務講習会を企画、開催いたします。

開催日時、会場、内容等詳細については、お葉書等でお知らせいたしますので、是非ご出席下さい。

インターネットセミナーのご案内

渋谷法人会HPから税務、経営、労務等会社経営に役立つセミナーをご覧いただけます。

税務、経営、教養についての研修、講習、講演など様々なコンテンツがあります。

公益社団法人 渋谷法人会ホームページ

渋谷法人会

検索

事務局からのお知らせ

8月11日(金)から16日(水)は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和5年8月23日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

日時 令和5年9月21日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。



公益社団法人
渋谷法人会

第11回通常総会

全議案原案通り承認可決 第11回通常総会終了

去る6月16日(金)午後3時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第11回通常総会を開催しました。
(令和4年3月末有効議決権数3,083 委任状1,450 出席145)

新型コロナウイルス感染症が5類に分類され、感染対策に配慮しつつも、コロナ前とほぼ同じ形で開催いたしました。ただ、ご出席者は5、60名ほど少なかったため、まだまだ元通りとはいきませんでした。

総会は会員皆様のご理解とご協力により、議決権も過半数に達し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

その後、ご来賓の渋谷税務署長の宮崎和久様にご祝辞をいただき、無事第11回通常総会を終了することができました。

続いて、同所において総会懇親会を立食形式で開催し、東京都渋谷都税事務所長の成瀬貴子様、渋谷区長長谷部健様、友誼団体代表東京税理士会渋谷支部長の山崎哲也様よりご祝辞をいただき、柳田顧問の発声により乾杯をし、懇親会に入りました。久しぶりの立食パーティー形式での懇親会に、ご出席の方々も盛んに歓談されていました。

なお、今年は理事・監事任期満了に伴う役員改選の年ですので、総会終了後同所において、臨時理事会を開催し、業務執行理事を選任し役割分担も決定しましたので、ご報告させていただきます。

業務執行理事 <敬称略>

会長	長 島 祐 司	
副会長	新 居 常 男	源泉研究部会担当
副会長	渡 辺 博	総務委員長 女性部会担当
副会長	野 口 アキラ	広報委員長
副会長	雨 宮 孝 幸	組織委員長
副会長	松 井 美千代	財務委員長
副会長	遠 藤 久 介	税務委員長
副会長	増 田 泰 雄	厚生委員長 青年部会担当
副会長	村 田 暁 宣	事業研修委員長
副会長	名 和 玲 子	社会貢献委員長

正しい税知識を学ぼう

令和4年度事業報告

<概況>

令和4年度は「法人会の基本理念」に則り、納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成し、組織的に事業活動を展開するための事業計画を策定いたしました。コロナ禍との闘いは一部事業の中止、ブロック活動の中止、研修会等は規模を縮小しての事業活動となってしまいました。

長期化するロシアのウクライナへの軍事侵攻により、世界のエネルギー情勢は混迷を深め、穀物価格・エネルギー価格の高騰に加え、円安進行は、物価の大幅上昇となって我々の生活に多大な影響を与えております。

このような中で徐々に感染対策による行動規制が撤廃されている状況を鑑み、自粛から共存という考え方にシフトし、安全対策を講じ事業活動も再開いたしました。

6月24日には第10回通常総会、10月には「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の研修会を2回開催し、渋谷税務署のご指導の下、本制度の円滑な施行に向けた周知に努めました。“税を考える週間”では、11月5日・6日開催の渋谷区くみのの広場に、渋谷税務関係団体の一員として参加し、11月21日には経営税務学校を開催しました。明けて1月11日には令和5年新年賀詞交歓会を3年振りに着席形式ではありますが、滞りなく開催することが出来ました。

青年部会では、部会の主軸の事業に定着した「租税教室」を区内の小学校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることができました。

女性部会では、「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、渋谷税務署に於いて表彰式を開催し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈しました。

また、社会貢献委員会の「区内特養ホーム慰問」は感染拡大防止のため今年も中止といたしましたが、渋谷区、社会福祉事業団、社会福祉協議会へ、子供支援活動として30万円を寄付いたしました。

会運営にあたっては、4年度も本部・支部及び部会役員、そして多くの会員の皆様がその役割・責任において、ボランティア精神でいまだコロナ禍にも係わらず事業活動に参加・ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。



長島会長挨拶



渡辺総務委員長
事業報告・事業計画報告



松井財務委員長
収支決算報告・予算報告



会計監査報告・福井監事



来賓祝辞
宮崎渋谷税務署長



来賓祝辞
成瀬渋谷都税事務所長



来賓祝辞
長谷部渋谷区長



来賓祝辞
山崎東京税理士会渋谷支部長

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,219,804	23,851,812	367,992
(現金)	(909,316)	(1,003,899)	(△ 94,583)
(当座預金)	(700,171)	(650,268)	(49,903)
(普通預金)	(18,487,063)	(15,666,884)	(2,820,179)
(郵便貯金)	(4,123,254)	(6,530,761)	(△ 2,407,507)
未収会費	1,326,600	1,260,600	66,000
前払金	0	4,278	△ 4,278
【流動資産合計】	25,546,404	25,116,690	429,714
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	439,834,860	439,834,860	0
普通預金	20,057,660	20,057,460	200
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
【基本財産合計】	565,929,801	565,929,601	200
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	851,415	851,407	8
会館修繕積立資産	9,000,000	10,000,000	△ 1,000,000
【特定資産合計】	9,851,415	10,851,407	△ 999,992
(3)その他固定資産			
建物	47,721,915	49,970,591	△ 2,248,676
建物付属設備	269,116	313,654	△ 44,538
車両運搬具	200,280	401,765	△ 201,485
什器備品	1,391,632	2,224,605	△ 832,973
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	306,447	499,992	△ 193,545
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	50,330,150	53,851,367	△ 3,521,217
【固定資産合計】	626,111,366	630,632,375	△ 4,521,009
【資産合計】	651,657,770	655,749,065	△ 4,091,295
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	77,000	△ 77,000
前受金	297,000	135,000	162,000
預り金	255,603	191,703	63,900
【流動負債合計】	552,603	403,703	148,900
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,773,740	12,806,940	966,800
【固定負債合計】	13,773,740	12,806,940	966,800
【負債合計】	14,326,343	13,210,643	1,115,700
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	637,331,427	642,538,422	△ 5,206,995
(うち基本財産への充当額)	(565,929,801)	(565,929,601)	(200)
(うち特定資産への充当額)	(9,851,415)	(10,851,407)	(△ 999,992)
【正味財産合計】	637,331,427	642,538,422	△ 5,206,995
【負債及び正味財産合計】	651,657,770	655,749,065	△ 4,091,295

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				新 聞 図 書 費	341,381	363,611	△22,230
1. 経常増減の部				支 払 手 数 料	3,333,516	3,143,710	189,806
(1)経常収益				雑 費	0	0	0
基本財産運用益	159,043	161,004	△1,961	管 理 費	16,380,955	13,085,224	3,295,731
基本財産受取利息	159,043	161,004	△1,961	給 料 手 当	4,958,000	5,210,140	△252,140
特定資産運用益	8	8	0	退 職 金 共 済 掛 金	0	156,000	△156,000
特定資産受取利息	8	8	0	退 職 給 付 費 用	349,360	295,576	53,784
受取会費	36,145,300	36,925,950	△780,650	福 利 厚 生 費	7,760	16,080	△8,320
一般会費受取会費	36,145,300	36,925,950	△780,650	法 定 福 利 費	789,245	804,393	△15,148
事業収益	2,731,758	2,838,214	△106,456	旅 費 交 通 費	188,303	191,535	△3,232
講習会会費収益	495,500	585,000	△89,500	通 信 運 搬 費	168,436	214,837	△46,401
福利厚生事業収益	1,440,558	1,350,864	89,694	減 価 償 却 費	704,243	674,447	29,796
広 告 収 益	718,500	829,000	△110,500	消 耗 什 器 備 品 費	14,409	76,236	△61,827
貸 館 業 収 益	77,200	73,350	3,850	消 耗 品 費	59,522	78,099	△18,577
受取補助金	27,554,624	28,290,114	△735,490	リ ー ス 料	158,004	169,751	△11,747
全法連受取助成金	26,264,300	26,879,600	△615,300	印 刷 製 本 費	257,748	298,274	△40,526
東法連受取助成金	1,290,324	1,410,514	△120,190	広 告 宣 伝 費	101,200	104,500	△3,300
受取負担金	3,166,100	0	3,166,100	車 輛 管 理 費	9,162	23,763	△14,601
総会・賀詞受取負担金	2,875,600	0	2,875,600	光 熱 水 料 費	243,015	208,162	34,853
会員交流事業負担金	290,500	0	290,500	事 務 所 管 理 費	555,779	662,934	△107,155
雑収益	592,502	1,995,958	△1,403,456	保 険 料	189,124	211,121	△21,997
受 取 利 息	259	214	45	表 彰 費	220,000	138,580	81,420
雑 収 益	592,243	1,995,744	△1,403,501	緒 謝 金	10,000	10,000	△10,000
【経常収益計】	70,349,335	70,211,248	138,087	会 場 費	2,907,450	1,166,418	1,741,032
(2)経常費用				租 税 公 課	544,736	563,117	△18,381
事業費	59,175,375	54,235,477	4,939,898	諸 会 費	348,925	348,925	0
給 料 手 当	19,832,000	20,840,560	△1,008,560	支 払 負 担 金	272,000	38,000	234,000
退 職 金 共 済 掛 金	0	624,000	△624,000	会 議 費	2,066,924	374,491	1,692,433
退 職 給 付 費 用	1,397,440	1,182,304	215,136	寄 附 金	600,000	300,000	300,000
福 利 厚 生 費	31,040	64,320	△33,280	渉 外 慶 弔 費	33,960	57,000	△23,040
法 定 福 利 費	3,156,980	3,217,571	△60,591	委 託 費	135,460	112,800	22,660
旅 費 交 通 費	1,104,475	1,120,541	△16,066	新 聞 図 書 費	27,744	34,125	△6,381
通 信 運 搬 費	5,820,640	4,015,648	1,804,992	支 払 手 数 料	385,446	374,320	11,126
減 価 償 却 費	2,816,974	2,697,787	119,187	雑 費	3,600	0	3,600
消 耗 什 器 備 品 費	57,638	304,948	△247,310	貸 倒 損 失	71,400	171,600	△100,200
消 耗 品 費	1,092,125	663,615	428,510	【経常費用計】	75,556,330	67,320,701	8,235,629
リ ー ス 料	632,016	679,005	△46,989	評価損益等調整前当期経常増減額	△5,206,995	2,890,547	△8,097,542
印 刷 製 本 費	7,538,138	6,439,893	1,098,245	評価損益等計	0	0	0
広 告 宣 伝 費	10,000	10,000	0	当期経常増減額	△5,206,995	2,890,547	△8,097,542
車 輛 管 理 費	36,647	95,052	△58,405	2. 経常外増減の部			
光 熱 水 料 費	972,060	832,647	139,413	(1)経常外収益			
事 務 所 管 理 費	2,223,115	2,651,738	△428,623	経常外収益計	0	0	0
保 険 料	756,498	844,483	△87,985	(2)経常外費用			
表 彰 費	79,737	76,067	3,670	固定資産売却損	0	7	△7
諸 謝 金	1,205,000	680,000	525,000	経常外費用計	0	7	△7
会 場 費	865,497	35,630	829,867	当期経常外増減額	0	△7	7
租 税 公 課	2,383,244	2,252,473	130,771	【当期一般正味財産増減額】	△5,206,995	2,890,540	△8,097,535
支 払 負 担 金	576,550	274,000	302,550	【一般正味財産期首残高】	642,538,422	639,647,882	2,890,540
会 議 費	1,922,515	164,901	1,757,614	【一般正味財産期末残高】	637,331,427	642,538,422	△5,206,995
委 託 費	990,149	960,973	29,176	Ⅲ 正味財産期末残高	637,331,427	642,538,422	△5,206,995

この社会あなたの税がいきている

役員改選報告

理事、監事任期満了に伴い改選を行い、その後同会場で臨時理事会を開催し、会長・副会長・常任理事を選任し次のように確定した。(順不同・敬称略)



業務執行理事紹介



臨時理事会



乾杯



退任理事感謝状贈呈

【会長・副会長】

役職名	氏名
会長	長 島 祐 司
副会長	新 居 常 男
副会長	新 渡 辺 博
副会長	野 口 アキラ
副会長	雨 宮 孝 幸
副会長	松 井 美 千代
副会長	遠 藤 久 介
副会長	増 田 泰 雄
副会長	村 田 曉 宣
副会長	名 和 玲 子

【常任理事】

役職名	氏名
常任理事	新 村 俊 三
常任理事	並 木 宏 道
常任理事	小 林 英 雄
常任理事	伊 藤 一 三
常任理事	梅 原 伸 二
常任理事	萩 英 夫
常任理事	飯 島 良 臣
常任理事	光 山 和 徳
常任理事	細 川 信 和
常任理事	海老名 孝

【理事】(部会代表)

役職名	氏名
理事・源泉部会長	西 村 浩 彰
理事・青年部会長	鈴 木 大 輔
理事・女性部会長	北 島 アキ子

【理事】

役職名	氏名
理事	佐 藤 正 人
理事	橘 輝 雄
理事	富 澤 龍 枝
理事	松 本 芳 八郎
理事	二 渡 永 夫
理事	小野木 邦 次
理事	石 井 謙

【理事】

役職名	氏名
理事	朝 倉 健 吾
理事	海老澤 希衣子
理事	北 節 子
理事	水 野 清 樹
理事	米 田 直 政
理事	名 取 芳 則
理事	近 藤 木 伸 欣
理事	藤 木 原 一 弘
理事	柳 中 田 啓 博
理事	森 大 竹 和 英
理事	大山 田 茂 久
理事	脇 田 馬 清 利
理事	有 川 島 崎 宏
理事	松 崎 野 宏 一
理事	藤 大 久 保 徳 成
理事	長 塚 一 徳 男
理事	福 田 晴 浩 夫
理事	中 村 浩 士 則
理事	福 田 勝 浩 光
理事	秋 元 長 一 郎
理事	天安 藤 喜 一 聡
理事	安 滝 島 茂 博
理事	村 田 英 幹 人
理事	阿 部 田 晴 秋
理事	太 田 千 ル
理事	羽根 川 本
理事	早 松

【監事】

役職名	氏名
監事	黒 澤 公 博
監事	福 井 恒 夫

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

いたくら ひろし
板倉 弘至 氏

法人担当副署長

たかぎ
(留任) **高木**
こんどう
(新任) **近藤**
たむら
(新任) **他村**

まもる
衛 氏 (法人総括担当)

なおき
奈沖 氏 (法人調査担当)

けんじ
賢治 氏 (法人調査担当)

令和5年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	板 倉 弘 至	局・課1・次長	署 長	宮 崎 和 久	退 職
法人総括副署長	高 木 衛	留 任	法人総括副署長	肥 海 智 紀	審判本部・副審判官
法人調査副署長	近 藤 奈 沖	庁・広報・課長補佐	法人調査副署長	波木井 公 一	本郷・副署長
法人調査副署長	他 村 賢 治	局・課2・資料調査2・総括主査	法人調査副署長	高 木 衛	留 任
法人第1統括官	黒 澤 聡 明	芝・法1・統括官	法人第1統括官	永 島 英 一	麹町・法1・統括官
法人第2統括官	東 山 秀 子	京橋・法2・統括官	法人第2統括官	百 武 順 子	玉川・法3・統括官
法人第3統括官	栗 原 輝 枝	神田・法3・統括官	法人第3統括官	高 岡 俊 雄	柏・法1・統括官
総務課長補佐	山 川 真太郎	東京上野・総務・補佐	総務課長補佐	持 永 瞬 一	京橋・総務・補佐
法人審理上席	齋 藤 雅	留 任	法人審理上席	三 浦 由 成	留 任
法人会担当	井 上 雅 道	葛飾・法人・調査官	法人審理上席	齋 藤 雅	留 任
法人審理調査官	貴 田 志 歩	杉並・法人・調査官	法人会担当	中 本 十 郎	青梅・法人・調査官
法人審理上席	杉 山 健 一	留 任	法人審理上席	杉 山 健 一	留 任
法人審理調査官	鈴 木 勇 樹	留 任	法人審理調査官	鈴 木 勇 樹	留 任

※7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長
宮崎 和久 氏



盛夏の候、公益社団法人渋谷法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で国税の職場を退職することとなりました。

長島会長をはじめ、渋谷法人会の皆様方には、昨年7月の着任以来、大変お世話になりました。皆様のご理解・ご協力のもと渋谷税務署長としての職責を全うすることができました。心より感謝を申し上げます。

この1年間、渋谷法人会におかれましては、新型コ

ロウイルス感染症の影響が残る中でも、各種税務講習会の開催を通じた税知識の普及、区内小学校での租税教育活動を行っていただくとともに、消費税のインボイス制度やキャッシュレス納付などに関する周知・広報の面でも、私どもの取組にご理解をいただきご協力を賜りました。皆様方のご尽力に対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも、伝統ある渋谷法人会のより一層の会活動の活性化、そのための組織の拡大をご期待申し上げますとともに、税務行政の良き理解者として、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)

7月10日付で、渋谷税務署の人事異動が有り、新しい渋谷税務署幹部の方々が着任されました。

総会や新年賀詞交歓会にご出席、または講師等をお願いする方々です。

 副署長 他村 賢治 出身：神奈川県横浜市 前任：東京国税局課税第二部 資料調査第二課 総括主査 一言：初めての渋谷税務署勤務となります。 法人会の皆様とともに様々な機会を通じて交流を深めるとともに、貴会の活動に少しでもお役に立てればと考えています。どうぞ、よろしくお願いいたします。	 副署長 高木 衛 出身：埼玉県川口市 前任：留任（2年目） 一言：本年は、以前のように色々な事業が企画されることと思いますが、出来る限り参加させていただき、会員の皆様との交流を深めていきたいと思っていますので、どうぞよろしく、お願いいたします。	 署 長 板倉 弘至 出身：東京都杉並区 前任：東京国税局課税第一部次長 一言：渋谷税務署は、平成15年に勤務して以来、20年ぶりの勤務となります。 前任の宮崎からは、法人会の皆様には、各種の行事や研修会などにおいて多大なご支援・ご協力をいただいていると引き継いでおり、日本を代表する繁華街であり、歴史と伝統のあるこの渋谷の街で、渋谷法人会の皆様方と手を取り合いながら、税務行政に携われることを大変うれしく思っています。 コロナによる各種規制も緩和され、社会全体も平常にもどりつつある中、以前と同様に皆様方と緊密なコミュニケーションを図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。	 副署長 近藤 奈沖 出身：千葉県船橋市 前任：国税庁広報広聴室 課長補佐 一言：国税庁では、12年間広報に携わってまいりました。 皆様には日頃より国税の広報活動にご尽力を頂き、感謝申し上げます。これまでの職務で皆様と交流する機会がありませんでしたが、この異動を機に、お手伝いをさせて頂ければ幸いです。
--	---	--	---

今年度、税務講習会や様々な研修会等々で、講師等をお願いする方々です。

 法人課税第3部門 審理担当上席調査官 杉山 健一 出身：東京都八王子市 前任：留任（3年目） 一言：渋谷税務署勤務3年目となりました。 引き続き源泉研究部会の研修会で講師を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。	 法人課税第3部門 統括国税調査官 栗原 輝枝 出身：山梨県甲府市 前任：神田税務署 一言：初めての渋谷署勤務となります。 渋谷は常に進化し続けるトレンド最先端の街です。通勤のみでなくファッションやグルメ等、色々楽しみたいと思っております。 1年間、どうぞよろしくお願いいたします。	 法人課税第1部門 統括国税調査官 黒澤 聡明 出身：東京都台東区 前任：芝税務署 法人課税第1部門統括官 一言：初めての渋谷署勤務となります。 渋谷法人会の皆様と会活動に取り組み、交流を深めるとともに、皆様のご意見・ご要望をお伺いし、微力ながら皆様のお役に立てばと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。	 法人課税第1部門 審理担当調査官 井上 雅道 出身：埼玉県八潮市 前任：葛飾税務署 法人課税第5部門 一言：初めての渋谷署勤務となります。 法人会の担当をさせていただくことになりました。 皆様との交流を深めるとともに少しでも貢献できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
--	---	--	---

精神障害者を考える

近年、うつ病を患う従業員増加に伴い、休職関連の相談が増えていることから、今回は精神障害、精神障害者について触れたいと思います。
実は精神障害の定義はなく、あるのは、**精神障害者の定義**です。

■ 精神障害者の定義

精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の疾患を有する者をいう（精神保健福祉法第5条）

定義が疾患名の羅列になっています。障害者手帳を持つことを障害者とする他の身体障害者、知的障害者の定義とは異なります。法律による精神障害者の定義は、**医者が精神疾患名を与えた（＝診断した）、その時点で、精神疾患を抱える人であり、かつ同時に精神障害者の定義に該当することとなるわけ**です。つまり、**精神障害者保健福祉手帳の所持≠精神障害者**、イコールではないのです。

精神は、ずっと「病気」という扱いで精神医学という枠組みの中で保健医療制度のもと病院に任され、社会的入院の名のもとに国は医療費以上を使わずにきました。

ところが、日本が先進国の仲間入りをして以後、そのあり方が欧米から批判されます。そこで、1995年に、精神は障害の仲間入りをしました。とはいえ、精神はずっと「病気」という枠組みの中、医療保健制度のもとでしたから「精神疾患＝精神障害」という流れなのでしょう。

■ 精神障害者保健福祉手帳と制度

では、精神障害者保健福祉手帳は、何の意味があるのでしょうか。それは、精神保健福祉法上の制度を使うには精神障害者保健福祉手帳が必要だからです。とはいえ、**精神障害者（＝精神疾患名を医者に与えられた人）のうち、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は5分の1に**

過ぎません。そもそも、精神科で何らかの診断名を受けた人のうち、ほとんどの人が手帳の申請すらしていないのです。なぜでしょうか。以下2点の理由があります。

- ①精神障害者保健福祉手帳を所持して使えるサービスにたいしたものがない。身体障害者手帳や知的障害者療育手帳と比較し、使えるサービス、制度が格段に少ない。
- ②精神障害者への差別により、できる限り精神障害者であることを隠したい。ゆえに精神疾患を抱える人のほとんどが手帳を申請しない。

精神障害者についての手帳制度は1995年に発足し、1949年の身体障害者、1973年の知的障害者の手帳制度に比べて新しい制度です。精神障害者手帳制度は申請主義といわれ、ゆえに前述の通り、精神障害者と精神障害者保健福祉手帳所持者は同じではありません。精神障害者は診断を受けた時点であり、精神障害者保健福祉手帳所持者は手帳を申請して認められ、手帳が発行された時点で該当することになります。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者（＝精神疾患名を医者から与えられた人）のうち、精神障害者保健福祉手帳を持つことをメリットと考える人が持つものでしょう。例えば、障害者求人に応募可能な点や、サービス手続きが簡略化される点が挙げられます。

しかし、多くの精神障害者が精神障害者保健福祉手帳取得に伴う社会的障壁（差別、偏見）を危惧しています。現在、社会構造も第三次産業化が急速に展開した結果、精神障害者は急激に増えつつありますが、その伸び率ほどには、精神障害者保健福祉手帳所持者は増えていません。

私の捻くれた見立てかもしれませんが、身体障害者手帳や知的障害者療育手帳に比べて使い勝手の悪いものにすることで、精神障害者が増えないよう、障害者年金やその他障害者施設に関連する施設等、社会福祉予算をコントロールしているような気がしてなりません。

社会保険労務士
安藤 貴裕

法人会
事業
アラカルト

令和5年度簿記講習会終了!

4月7日(金)から開催していた令和5年度初級簿記講習会を6月6日(火)に無事終了した。開催前から、5月の連休明けには、コロナは5類に分類されることが決まっていたこともあり、受講者もここ3年間より少し増えて19名での開催となり、欠席も少なく、受講された方全員に修了書を渡すことができた。



修了書授与

青年部会・女性部会合同事業報告会を開催

去る5月29日(月)午前11時より、原宿東郷記念館に於いて、青年部会・女性部会合同事業報告会を開催した。

事業報告会に先立ち、松本青年部会長と名和女性部会長の挨拶があり、まず、青年部会から令和4年度事業報告・収支決算報告・監査報告。続いて令和5年度事業計画並びに予算について報告し、令和5・6年度の役員を報告した。

次に女性部会の事業報告会に移り、青年部会と同じく令



松本青年部会長挨拶



青年部会事業報告会



名和女性部会長挨拶



女性部会事業報告会



乾杯：青年部会担当 増田副会長



新青年部会長：鈴木大輔氏



新女性部会長：北島アキ子氏

青年部会新役員名簿

部会長	鈴木	大輔
副部会長	福田	喬
副部会長	佐藤	潤
会計幹事	名取	祐宏
副部会長	山下	夏澄
副部会長	大久保	一成
副部会長	鴻池	奏
幹事	酒井	翼
幹事	小中	真志
監事	長谷川	賀寿夫

女性部会新役員名簿

部会長	北島	アキ子
副部会長	前川	祐子
副部会長	数村	いづみ
副部会長	松田	泉美
副部会長	石田	裕子
副部会長	鈴木	紀子
幹事	吉岡	有加子
幹事	木下	和美
幹事	八木	原保
会計幹事	佐藤	ひとみ
幹事	小安	林裕
幹事	小安	藤邦
監事	松本	芳枝

和4年度事業報告と決算報告。

次に令和5年度事業計画と収支予算を報告。令和5・6年度の役員を報告して終了した。



長島会長祝辞



宮崎渋谷署長祝辞

その後、渋谷税務署宮崎渋谷税務署長と渋谷法人会会長島会長よりご祝辞をいただき、続いて、増田青年部会担当副会長の乾杯で懇親会に入った。懇親会の席で、鈴木新青年部会長と北島新女性部会長が挨拶をした。出席者は来賓、青年部会、女性部会併せて、43名だった。

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、6月26日(月)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。今年2月にも開催したが、非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、今年12月に講習会の開催を予定している。



鈴木部会長挨拶



講師の方々

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を体験実践していただいた。休憩を挟んで、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は28名。



まず、座学



実践練習

渋谷区内3カ所で『租税教室』を開催

一代々木山谷小学校・神宮前小学校・加計塚小学校一

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会では、去る6月2日(金)代々木山谷小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。



2日代々木山谷小学校(1億円?の重さ)

出席者は合計64名。また6月20日(火)には、神宮前小学校で、同じく2クラスに分けて開催し、出席者は合計62名。6月22日(木)には、加計塚小学校で開催し、出席者は51名だった。



20日神宮前小学校(グループミーティング)



22日加計塚小学校(税金の使い道)

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和5年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(株)CANAL	澁川 慶成	恵比寿西1-8-2	5726-8926	紳士服製造販売・アパレル・教育
5	行政書士法人ARUTO	西 俊之	道玄坂2-9-9	6869-6061	行政書士業務
6	合同会社LIPRO	井手 高志	富ヶ谷2-14-4	6822-2123	総合webサービス
9	ピックル(株)	瀬賀 雅弥	代々木1-30-3	6383-3511	人材派遣業
11	(株)メタウェルコ	武道 孝子	神宮前6-28-5	3413-2267	マーケティングリサーチ
11	(株)PICKLES	佐藤 宏和	神宮前2-34-20	6721-0108	広告の制作・デザイン

令和5年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)エイアンドピープル	浅井満知子	恵比寿1-19-19	6277-5638	翻訳業
2	小田 巧	小田 巧	恵比寿西1-26-12		コンサルタント
2	叶デザイン(株)	齋藤 貴行	恵比寿西1-10-10	6451-1037	建築設計
5	(株)エヌ建築企画	中村美和子	神南1-10-8	3496-1255	建築企画
区外	ジャパンエレベーターサービス城南(株)	梅田 朝和	千代田区東神田1-11-2-8F	3851-8251	昇降機の保守・リニューアル

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

8・9月

『地蔵盆』

8月23日、24日を中心に、子どもの健やかな成長を願って各地で行われるのが地蔵盆だ。特に盛んなのは、京都をはじめとした関西地方である。

地蔵信仰は平安時代末期に広まった。地蔵は賽の河原で石を積む子どもを助けるので、子どもの守り仏ともされている。鎌倉時代以降、各地に像が置かれるようになった。地蔵盆が盛んになったのは江戸時代だという。

地蔵盆当日、町内のお地蔵さんを飾り、その前で子どもたちに菓子を配ったり、福引をしたりする。僧侶の読経に合わせて、子どもたちが長い数珠を回すところもある。子どもへの虐待事件が後を絶たない今、地蔵盆に込めた先人の願いを改めて思い起こしたい。



『西郷隆盛』

明治維新の最大の功労者の一人。薩摩藩の下級武士の家に生まれ、通称は吉之助、号は南洲。藩主、島津斉彬の薫陶を受けて幕末の時世に目を開くようになった。薩長同盟を成立させて倒幕を推進。維新政府軍と旧幕府軍による戊辰戦争では、政府軍の参謀として幕府側の勝海舟と会見し、江戸城を無血開城させるなど、明治維新で多大な功績を残した。

明治政府では参議、陸軍大将に任ぜられたが、朝鮮への施設派遣問題、いわゆる「征韓論問題」で下野し、帰郷。維新政府に対する不平士族に推されて1877年（明治10年）2月に決起、九州各地の士族も加わって西南戦争となった。しかし、各地で政府軍に敗れ、9月24日、鹿児島・城山で自刃した。50歳だった。



メールアドレスを登録しよう



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）
6月にお送りした納付書により、10月2日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!

スマホアプリ

クレジットカード

地方税お支払サイトから納税が出来ます。

インターネットバンキング
モバイルバンキング
ATM

ペイジー・pay easyにて納税ができます。

口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日(日)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶



災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

◆減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

◆減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。（不動産取得税を除く。）

◆減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動

産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

都税にける納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税種別割に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申

請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持

振替納税を利用しよう

ください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

(注)都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所
郵送申請先 〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター		

昨年度に引き続き、令和5年度も 小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りです。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和5年12月28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続のご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

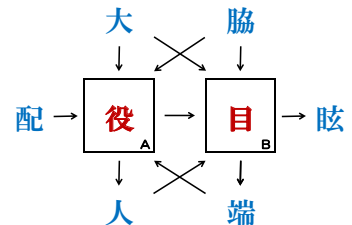
※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

しゅば法人No.582
パズル・熟語づくり◎解答

解答 A 役 B 目



◎当選者

しゅば法人No.582の“パズル・熟語づくり”にご応募いただきありがとうございます。

松涛 松尾様
恵比寿西 村岡様
神泉町 皆川様
代々木 高橋様
千駄ヶ谷 今関様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail：info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX：3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和5年8月30日※（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースと熟語パズルを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

問題

	1	3	5					
4			A		3	6		
	7			6			5	
		5						8
B			1	2	7			
2				C	7			
	6		D	5			1	
		9	4				E	3
					9	2	8	
A	B	C	D	E				

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>